

証紙（ごみ袋等）売りさばきの手引き

1 証紙の種類及び形式

証紙条例及び規則で定める証紙は、処理手数料の一部を受益者負担として、ごみ排出者から徴収するものとする。

(1) 指定ごみ袋用証紙

指定ごみ袋用証紙は、色区分した次の4種類の指定ごみ袋にそれぞれ証紙印刷したものとする。

※証紙のサイズ：(大・小袋) 縦 6.6cm 横 10.2cm (最小袋) 縦 5.3cm 横 8.2cm

赤袋	<p>もやせるごみ = 半透明ポリエチレン製 ・色指定=赤文字印刷</p> <p>指定袋のサイズ = (大) 縦 80cm 横 40cm マチ 8.5cm 以内 (小) 縦 70cm 横 35cm マチ 7.5cm 以内 (最小) 縦 55cm 横 30cm マチ 7.5cm 以内</p> <p>販売単位 = 10枚小分け袋</p>
青・緑袋	<p>資源物 = 透明ポリエチレン製 ・色指定=青文字印刷</p> <p>もやせないごみ = 同上 ・色指定=緑文字印刷</p> <p>指定袋のサイズ = (大) 縦 80cm 横 45cm マチ 10cm 以内 (小) 縦 75cm 横 32cm マチ 9cm 以内</p> <p>販売単位 = 10枚小分け袋</p>
橙袋	<p>プラスチック製容器包装類 = 透明ポリエチレン製 ・色指定=橙文字印刷</p> <p>指定袋のサイズ = (大) 縦 85cm 横 45cm マチ 10cm 以内 (小) 縦 80cm 横 40cm マチ 8.5cm 以内</p> <p>販売単位 = 10枚小分け袋</p>

(2) 粗大ごみ用証紙

粗大ごみ用証紙は、排出する粗大ごみに貼るステッカー方式とする。

※証紙のサイズ：縦 5.5cm 横 8.5cm

印刷	= 文字部分→にぶ茶色 絵柄部分→にぶ青色
販売単位	= 1枚

2 売りさばき人の指定

証紙売りさばき人は、組合の証紙条例、規則により管理者が指定（以下「指定店」という。）を行うものであり、指定を受けた者は売りさばき所の見やすい位置に表札（看板）を掲げておかなければならない。

3 指定店の取消し

指定店の取消しは、条例、規則に違反したとき及び成年被後見人、被保佐人又は破産宣告等を受けたときとする。なお、1年以上にわたり売りさばきの実績がないときもまた同様とする。

4 証紙の交付及び売りさばき方法

(1) 証紙の交付（買求め）

指定店は、組合指定の証紙取扱金融機関（下記の農協）をあらかじめ指定し、その金融機関から現金引替え【印鑑持参※】で買求めなければならない。なお、指定店は『買受請求書』に『指定店承認番号』を記載し、押印のうえ、手数料を差し引いた代金で買求めるものとする。

※印鑑は証紙売りさばき人申請（変更）時に使用した印鑑を持参すること。

証紙取扱 金融機関	東根市農業協同組合	山形県東根市新田町 2-1-10
	みちのく村山農業協同組合	村山市楯岡北町 1-1-1
	天童市農業協同組合	天童市老野森 2-1-1
	さがえ西村山農業協同組合河北営農生活センター	河北町谷地字真木 41

【指定店が1回で買求める数量】

① 指定ごみ袋用証紙（大袋）＝ダンボール箱詰め1箱以上とする。

ダンボール1箱の数量

- もやせるごみ用 → 10枚入り小分け袋×50袋（500枚）
- 資源物用 → 10枚入り小分け袋×30袋（300枚）
- もやせないごみ用 → 同 上
- プラスチック製容器包装類用 → 同 上

② 指定ごみ袋用証紙（小袋・最小袋）＝原則として、ダンボール箱詰め1箱以上とする。

ダンボール1箱の数量

- もやせるごみ用 → 10枚入り小分け袋×50袋（500枚）
- 資源物用 → 10枚入り小分け袋×30袋（300枚）
- もやせないごみ用 → 同 上
- プラスチック製容器包装類用 → 同 上

※ただし、特別な事情により、ばらでの購入を希望する場合は、10枚入り小分け袋10袋（100枚）ごとを買求めることができるものとする。

③ 粗大ごみ用証紙＝1袋（50枚）以上とする。

(2) 売りさばき方法

証紙（指定ごみ袋等）の売りさばきは、非課税扱いとして以下の代金で売りさばくものとする。

◇指定ごみ袋		証紙代金として(大)50円/枚 (小)40円/枚 (最小)30円/枚 で販売する。	
もやせるごみ用 (大)	販売単位	10枚小分け袋入	× 50円 = 500円
もやせるごみ用 (小)			× 40円 = 400円
もやせるごみ用(最小)			× 30円 = 300円
資源物・もやせないごみ・ プラスチック製容器包装類用 (大)	販売単位	10枚小分け袋入	× 50円 = 500円
資源物・もやせないごみ・ プラスチック製容器包装類用 (小)			× 40円 = 400円
粗大ごみ	販売単位		1 枚 = 300円

- ① 指定店は、証紙を取扱金融機関から買求め、売りさばきに支障のないように常備しておくものとする。
- ② 指定店は、証紙の売りさばきに係る受払残数の調査報告を組合又は金融機関から請求された場合、すみやかにこれに従わなければならないものとする。
- ③ 証紙は、著しく汚染し又は棄損した場合、無効とし売りさばいてはならないものとする。

5 指定店の取扱手数料

指定店が交付を受ける取扱手数料は、規則第5条の定めるところにより、その手数料を証紙買求め代金からの繰替払い（差引払い）とする。なお、証紙1枚の取扱手数料は以下のとおりとする。

(1) 指定ごみ袋用証紙

取扱手数料（大袋）	= 1枚 50円 × 手数料率（7.6/100）	= 3.80円
買求め代金（手数料差引）	= 50円 - 3.80円	= 46.20円
取扱手数料（小袋）	= 1枚 40円 × 手数料率（7.6/100）	= 3.04円
買求め代金（手数料差引）	= 40円 - 3.04円	= 36.96円
取扱手数料（最小袋）	= 1枚 30円 × 手数料率（7.6/100）	= 2.28円
買求め代金（手数料差引）	= 30円 - 2.28円	= 27.72円

(2) 粗大ごみ用証紙

取扱手数料	= 1枚 300円 × 手数料率（5/100）	= 15円
買求め代金（手数料差引）	= 300円 - 15円	= 285円

※ 取扱手数料は消費税込みの手数料となります。

6 証紙の返還

証紙は、これを返還し「現金の還付」「他の証紙と交換」することができないものとする。

- (1) 指定店は、その責に帰することのできない理由によって汚染し、又は棄損した証紙、及び次による場合に限り返還することができるものとする。（住民は指定店から買求めた後の証紙の返還はできない。）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 証紙の種類、形式の変更及び廃止した場合 ② 売りさばき人の指定を取り消した場合 ③ その他管理者がやむを得ないと認める場合 |
|---|

- (2) 指定店が証紙を返還する場合、『交換請求書』又は『代金還付請求書』に「当該証紙を添えて」提出しなければならないものとする。

① 証紙の交換

指定店は、証紙を交換により返還する場合、指定店が指定した金融機関まで「印鑑持参」で出向し、交換を受けなければならないものとする。

② 証紙代金の還付

指定店が証紙代金の還付を受ける場合、既に繰替え支払済みの取扱手数料を差し引いた代金とする。この場合、還付請求書の提出先は『東根市外二市一町共立衛生処理組合』までとする。

7 売りさばき人の氏名等の変更

売りさばき人（店舗）は、その氏名（法人はその名称及び代表者名）又は、住所を変更したときは、直ちに『証紙売りさばき人等変更届』に該当事項を記入し『証明する書類』を添えて管理者に提出しなければならない。

8 売りさばき人の業務の廃止

売りさばき人が証紙売りさばき業務をやめようとするときは、少なくとも 30 日前に『証紙売りさばき業務廃止届』を管理者に提出しなければならない。

なお、証紙の売りさばき業務をやめたときは、直ちに証紙売りさばき人の『表札』を返還しなければならない。

9 証紙取扱金融機関の変更

売りさばき人は、あらかじめ指定した証紙取扱金融機関を変更しようとするときは、『証紙取扱金融機関変更届』を管理者に提出しなければならない。

10 指導及び検査

管理者は、必要があると認めるときは職員を指定し、証紙出納保管又は売りさばき事務等について、指導及び検査を行うものとする。

附 則

この手引きは、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 25 日）

この手引きは、平成 23 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。